

扶桑町監査委員公表第8号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、令和3年度工事監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月7日

扶桑町監査委員 水野敏夫

扶桑町監査委員 澤田憲宏

## 工事監査

1. 監査実施日 令和3年10月6日（火）
2. 監査の対象 扶桑東小学校体育館大規模改修工事
3. 監査の方法 令和3年度施行の工事から上記工事を抽出した。  
より優れた工事の完成を目的とし、工事の設計図書及び仕様書が適切かどうか、適合した工事なのかを、現場確認及び関係職員や施工業者の説明を求め、調査を実施した。  
また、この監査は工事技術を主眼とするため、調査を公益社団法人 大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考に報告する。

## 扶桑東小学校体育館大規模改修工事

### 1 工事内容説明者

#### 調査出席者

教育委員会	教育次長兼学校教育課長	志津野 郁
〃	学校教育課 技師	青山 航也
総務部	総務課 主事	鵜飼 託望
〃	〃 主事	平尾 琉時

設計者	兼子設計事務所	兼子 清
-----	---------	------

工事受注者	名稲建設株式会社 扶桑支店	
	現場代理人	五十嵐 仁司
	監理技術者	山中 健嗣

### 2 工事概要

(1) 工事場所 扶桑町大字高雄字定松郷 82—1

#### (2) 工事内容

本工事の東小学校体育館は、昭和 55 年に建設され、40 年経過し老朽化が見受けられた。壁面に軽微なクラック及び屋根部よりの雨漏れが散見されていた。

令和 2 年に大規模改修計画が採択され、今年度、改修工事を実施している。

#### (3) 工事概要

構造規模：RC造り 2F

建築面積：1,203.52 m<sup>2</sup> (対象以外含む合計 2,616.66 m<sup>2</sup>)

延べ面積：1,335.80 m<sup>2</sup> (対象以外含む合計 5,572.33 m<sup>2</sup>)

1,111.73 m<sup>2</sup> (1F) + 224.07 m<sup>2</sup> (2F) = 合計 1,335.80 m<sup>2</sup>

#### ア 工事内容

- ・ 板金屋根改修 (カバー工法)
- ・ 屋根防水の改修
- ・ 外壁クラック、爆裂等補修の上再塗装 (壁・上裏・庇含む)
- ・ 縦樋の再塗装
- ・ サッシ廻りシーリングの改修及び躯体打継ぎ目地のシーリング改修
- ・ 外部 / メラニン合板製下駄箱撤去新設及び転倒防止金物設置
- ・ 外部工事一式
- ・ 体育室 / 床 (一部)、壁、天井 (一部) の改修
- ・ ギャラリー / スチール手摺の再塗装

- ・内壁（RC壁）クラック補修の上 再塗装
- ・内部/木部、鉄部、ボード面の再塗装
- ・玄関～階段室/床、壁、天井の改修
- ・階段室 / スチール手摺、集成材手摺の再塗装
- ・男子WC・女子WCの内装改修（床、壁、天井等）
- ・男子WC・女子WC 洋風便器取替えに伴う建築工事一式
- ・既設内部建具の再塗装及び一部改修に伴う建具調整
- ・既設アルミサッシ、アルミドア/不良箇所の修繕及び建具調整
- ・ガラス面/飛散防止フィルム貼り
- ・既設備品 / 転倒防止金具設置
- ・改修工事に伴う既設室名札等の取外取付
- ・その他、内部工事一式（図面表示）
- ・電気設備工事/既設照明器具撤去処分及びLED照明器具の新設
- ・電気設備工事 / 不良配線の見直し
- ・電気設備工事 / 一部コンセントの増設
- ・その他、電気設備工事一式（図面表示）
- ・給排水衛生設備工事 / 男子WC・女子WC 洋風便器に改修
- ・給排水衛生設備工事 / 男子WC・女子WC 一部衛生器具の取替え
- ・給排水衛生設備工事 / 男子WC・女子WC 一部水栓パッキンの取替
- ・給排水衛生設備工事 / 上記目皿清掃及び流量調整及び污水管洗浄
- ・その他、給排水衛生設備工事一式（図面表示）

(4) 工事受注者

名稲建設株式会社 扶桑支店

【第1回目で落札】

(制限付一般競争入札(1者)、予定価格事前公表、電子入札)

(5) 設計及び工事監理

設 計：兼子設計事務所

工事監理：兼子設計事務所

(6) 事業費

	当初	変更（令和3年7月20日）
設計金額(税込)	77,620,400円	
契約金額(税込)	75,900,000円	76,732,700円
	(うち消費税及び地方消費税 6,900,000円)	(うち消費税及び地方消費税 6,975,700円)

(7) 工事期間

令和3年6月22日から令和4年1月29日まで

(8) 進捗状況 (令和3年9月末日現在)

計画出来高 53.6% 実施出来高 53.6% (計画どおり)

(9) 工事監督員

監督員 青山航也(学校教育課 技師)

### 3 調査所見

#### 3-1 書類関係

(1) 金銭的保証制度として、履行保証制度<sup>※1</sup>(地方自治法第234条の2)の活用が図られており、本工事においては公共工事履行保証証券によって、契約金額の10分の1の額での履行保証がなされていた。

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

(2) 前払金については、「扶桑町公共工事の前金払取扱要綱」に基づき、適正であった。

30,000,000円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

(3) 入札状況について

- ・公告日 : 令和3年4月9日
- ・参加申込期間 : 令和3年4月9日～令和3年4月19日
- ・確認通知書 : 令和3年4月23日
- ・入札受付 : 令和3年5月17日～令和3年5月18日
- ・内訳書開封 : 令和3年5月18日
- ・開札日 : 令和3年5月19日

本工事は、「扶桑町制限付一般競争入札実施要綱」「扶桑町建設工事等の入札に係る予定価格の事前公表に関する実施要領」「扶桑町電子入札実施要綱」に基づき適正に実施されていた。また、制限付一般競争入札(経営事項審査点数、地域条件など)の制限をつけ、適正に施行されていた。

#### 【建築一式工事】

見積り期間は、「令和3年4月10日(公告翌日)～令和3年5月18日」であり、建設業法第20条第3項、建設業法施行令第6条第1項に規定された必要な見積り期間(予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上)は確保されており、適正であった。

本工事は、5,000万円以上の工事であり、地方自治法第96条第1項第5号及び扶桑町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得て、令和3年6月21日付で締結していた。

適正であった。

(4) 契約関係書類

工事請負契約書は、「扶桑町公共工事請負契約約款（改訂 2021 年 4 月 1 日）」を添付し適正に作成されていた。

(5) 現場代理人及び監理技術者届、工事下請負届等

「現場代理人及び監理技術者届」は適正に整備されていた。

本工事は、「監理技術者<sup>※2</sup>」で提出されていた。

下請負金額合計 6,000 万円以下であるため、主任技術者での提出が妥当であると考え

る。  
上位の有資格者を配置しているが、専任要件を明確にしておくこと。

「施工体系図」「工事下請負届」は共に整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理されており、適正であった。

※2 主任技術者と監理技術者とは、

建設業の許可を受けている業者は、請負った建設工事を施工するときはその工事現場を技術的に管理する者を置かなければなりません。

それが主任技術者（工事の規模が小さい場合に必要）と監理技術者（工事の規模の大きい場合に必要）です。

基本的には主任技術者を置けば大丈夫ですが、**特定建設業者が元請として 4000 万円（建築一式工事の場合 6000 万円）以上を下請けに出す場合は主任技術者ではなく監理技術者が必要になります。**

【監理技術者制度運用マニュアル参照】

(6) 監督員通知

建設業法第 19 条の 2 第 2 項の規定により工事受注者に書面で通知し適正であった。

(7) 建設業退職金共済制度<sup>※3</sup>

受注者は、建設業退職金共済制度に加入している。

「掛金収納書」を確認した。

工事完成後に受払簿で、下請負業者に配布されているかの確認をお願いする。

また、証紙購入金額の「算定式」を記入させること。

※3 建設業退職金共済制度は、建設工事に従事する労働者のために、中小企業退職金共済法に基づき創設された制度で、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に寄与することを目的として創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

※ 「愛知県土木工事現場必携（令和3年4月）」より

建設業退職金共済制度（以下、建退共）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退共に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

- (1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出
- (2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受払簿等）：監督員から請求があった場合、提示
- (3) 標準仕様書第1編1-1-49
- (4) 契約後1ヶ月以内に提出（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）

<注意事項>

- (1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。  
→ 様式は、建退共支部で交付を受ける。
- (2) 掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出できない場合は、  
→ 提出できない理由（作業員の数確定しない等）、提出が可能となる時期を書面にして監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要無い。
- (3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は、  
→ 愛知県が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。  
また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面にして提出する。  
例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）を請負者に提示してもらう。  
（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

(8) 工事保険契約

建設工事保険・賠償責任保険加入証明書（控え）を確認し適正であった。

「超ビジネス保険」東京海上日動火災保険（株）証券の保証金額及び期間を確認した。

3-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計に関する書類

ア 設計について

本工事の設計業務委託及び、工事監理業務委託は、兼子設計事務所が実施していた。

扶桑町も 愛知県建設局の業務委託に関して、「建設技術基準等（建築工事）様式を活用し、監理することが望まれる。

建設技術基準等（建築） - 愛知県 ([pref.aichi.jp](http://pref.aichi.jp))



## (2) 実施計画設計について

当該計画設計は、兼子設計事務所に委託していた。

設計図書を確認した。適正であった。

設計プロセスは、事前調査から妥当かつ適正と判断される。

また、その業務委託設計をもとに、担当課にて発注に伴う詳細設計を実施し、発注者として適正な設計を行っていた。

## (3) 積算に関する書類

### ア 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された兼子設計事務所によって、「公共建築工事積算基準」及び「建築数量積算基準」に準拠し、分かりやすく作成することが望ましい。

### イ 積算について

積算は、愛知県建設局『公共建築工事積算単価表』及び市販刊行物の『建築コスト情報』、『建築施工単価』を用い適正に算出させること。

積算単価の妥当性を示す根拠は、分かり易く整理させること。

設計内訳書の表紙に「適用年月日」を記載し、積算時根拠記述を明確に示すこと。  
積算での値入れ等は、監督職員が作成することが基本である。

### ウ 値入れについて

「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者の徴収がなされ、比較を経て「最低価格」を本工事の採用単価として積算し「予定価格」を算出していた。



## エ 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、基準及び刊行物の年月及び頁を記入すること。  
また、積算に際しての参考を下記に示すので一考されること。

### 【積算参考図書】

図書の名称	発行年月日	著者
官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン		国交省官庁営繕部
公共建築数量積算基準		国交省官庁営繕部
公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)		国交省官庁営繕部
公共建築設備数量積算基準		国交省官庁営繕部
公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)		国交省官庁営繕部
公共建築工事積算基準		国交省官庁営繕部
営繕工事積算チェックマニュアル		国交省官庁営繕部
公共建築工事積算単価表		愛知県
建築コスト情報		建設物価調査会
建築施工単価		建設物価調査会

## 3-3 施工に関する書類

### (1) 現場代理人及び主任(監理)技術者等

「現場代理人及び監理技術者届」、契約段階の工程表などは契約後5日以内に適正に提出させていた。

### (2) 関係諸官庁への届出

「特定建設作業実施届出書」等必要な手続きは的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

### (3) 工事カルテ

本工事は、工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報システム)登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

### (4) 施工体系図及び施工体制台帳

#### オ 施工体系図・施工体制台帳

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。  
工事着工から、計3回提出されていた。

建設業法と入札契約適正化法は、平成 27 年 4 月 1 日より、金額に関わらず全ての公共工事に「施工体制台帳」の提出が義務付けられる。

(建設業法 24 条の 7) 入札契約適正化法の規定及び建設業法第 19 条、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成 3 年 2 月 5 日建設省通知) より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。

竣工時に施工体制台帳(2次以降の請負契約の写し等：愛知県建設部土木工事現場必携第 2 章書類関係 2-2 書類作成の手引き P2-70 より)を添付させると共に、注文書又は請書等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて確認指導をお願いする。竣工段階で再確認をお願いする。

### 【参考 1】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。  
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。  
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間)保存することが義務づけられている。  
(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項ハ、施行規則第 28 条)

### 【参考 2】(法第 40 条の 3、規則第 26 条第 2 項三、規則第 28 条)

建設業法が、一部改訂され、2020 年 10 月 1 日より下記に示す内容が義務化された。今後、建設業者への指導をお願いする。

※ 令和 2 年 10 月 1 日より

建設業法及び入契法の一部改訂に伴い

建設業法第 40 条(標識の掲示)

新法では、工事現場における「下請の建設業許可証の掲示義務が緩和」された。従って、今後の掲示を扶桑町として統一周知させることが望ましい。

また、「施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化された。建設キャリアアップシステム(CCUS)登録を促すことが必要となった。

国土交通省は社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめた。労働者単位での加入確認を徹底。建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化する。

元請は下請に対し、「下請と個人事業主(一人親方)との関係を記載した再下請負通知書の提出」を求め、施工体制台帳に反映させる。10月1日に適用する。

10月1日施行の改正建設業法では、これまで任意だった「作業員名簿を施工体制台帳の書類の一つに位置付け、特定建設業者に対し作成と現場への備え置きを義務付ける。」

国土交通省は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改正する。CCUSに登録された情報を活用し、効果的に社会保険加入を確認・指導することを原則とする。

ガイドラインは元請が新規入場者を受け入れる際、作業員名簿で各作業員の社会保険欄を確認している。作業員一人一人の社会保険加入、未加入を効率的に確認する方法として、CCUSに登録された真正性の高い情報が活用できることをガイドラインに明記。

この場合、社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーなどによる確認が不要となる。

一人親方は法令上、社会保険の加入義務がない。事業主のため働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。このため本来雇用すべき技能者の一人親方化を図る動きがある。

ガイドラインでは個人事業主として下請と請負契約を結び雇用保険に加入していない作業員について、元請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請負通知書や請負契約書の提出を求める。

一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。

このほか作業員の適切な保険加入が確認できない場合でも例外的に現場入場できる「特段の理由」の具体的なケースを列挙。下請に対し、実態が雇用労働者の一人親方と早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させることを改めて規定する。

※近年、外国人労働者が現場で多く就業されている。本工事も同様であった。

外国人建設就労者等現場入場届書は外国人就労者が現場に入場する場合に作成する書類であり、全建協様式を活用し、受注者ととともに監督職員も確認すること。

外国人建設就労者等現場入場届書を提出する場合は、以下の書類を添付します。

1. 建設特定技能受入計画認定証又は適正監理計画認定証（複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入計画認定証については別紙（建設特定技能受入計画に関する事項）も含む。）
2. パスポート（国籍、指名等と在留許可のある部分）
3. 在留カード
4. 受入企業と外国人建設就労者等との間の雇用条件書
5. 建設キャリアアップシステムカード（登録義務のある者のみ）

#### （5）工程管理

施工計画に実施工程表が、作成提出され整備されていた。

工事監理者が、出来高数値を確認しており、工程管理は適正であった。

#### （6）履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。

適切に進捗出来高数値を把握していた。履行報告書を提出させ、適切な進捗管理がなされていた。

#### （7）施工計画書

作業手順に従い工種毎に施工計画を提出させていた。品質及び出来形が設計図書に適合するよう適切に作成させていた。

#### （8）工事材料関係の書類

使用材料承認願などは、工事受注者から監督員に提出させ、適正に整備されていた。

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者、工事監理者から監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、使用材料の外観及び品質規格証明書

等を照合して確認した資料も同様に提出させ適正であった。

(9) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは適時に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用（促進）計画書及び実施書は適正であった。

(2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約など適正に実施されていた。

(3) 産業廃棄物処理業者との契約書の保管整理が適切に実施されていた。産業廃棄物管理票（マニフェスト）は工事完了後に整理し、写し及び集計表を提出するとのことである。

(4) レベル3<sup>\*4</sup>発じん性建材の処理について、設計変更がなされ適正な処置を実施していた。

※4 レベル3：発じん性が比較的低い

**建材の種類**

レベル1やレベル2に該当しない、成形板等の石綿含有建材です。割れにくい建材なので注意をして取り外しを行えば、飛散のリスクは低いといえます。

**使用箇所**

建築物の屋根材や外壁材、建築物の天井・壁・床などに内装材として使われる石綿含有成形板、ビニール床タイルなどです。

**作業の種類**

手作業を中心とする除去を行います。

**必要な対策**

事前調査は必要ですが、労基署や都道府県宛の届出は不要となります。また、周囲への注意喚起や建材の湿潤化は必要ですが、隔離養生や前室の設置などは必要ありません。作業員の保護具もより簡易的なものとなります。

**撤去費用の違い**

施主にとって最も気になるのは、アスベストの撤去費用ではないでしょうか。アスベストにはレベル1～3までが定められていますが、レベル1・2とレベル3の間には、費用面で大きな差があります。2020年3月にアスベスト大気汚染防止法改正の閣議決定されたことで、都道府県等への事前調査結果報告の義務付けや罰則規定が設けられることとなります。

### 3-5 安全管理に関する事項

- (1) 安全管理の為の組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY(危険予知)活動記録で周知徹底がなされていた。
- (3) 電工ドラムが、屋内型<sup>※5</sup>を使用していた。

建設現場では、屋外型を使用するよう教育をお願いする。

一般的な電工ドラムは屋内仕様であるが、建設工事現場では、屋外型(防雨型)電工ドラムを使用させること。

※5 屋外型は、通電部を水や湿気の影響を受けないように、絶縁保護(モールド・密閉)したものをいう。電動工具の1台が漏電(故障)すると、その回路の全てが停電して原因の特定もできず、大きな支障、あるいは二次災害をもたらすが、ELB内臓の電工ドラムを器具毎に使用すれば、万一漏電した場合、分電盤などの遮断機は作動せず、停電範囲も広がらないため、容易に漏電原因の器具を特定することができる。

### 4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 「労働安全衛生規則」第519条の規定により、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。  
巾木の設置がなされていなかった危険箇所があるため、十分な安全管理の徹底をお願いする。また、KY活動を通じて作業員の意識高揚に努めていただきたい。
- (3) 建設業法等による工事現場掲示物「愛知県土木工事現場必携1-13(5)」より
- ア 掲示物の記載方法等について、請負業者への指導徹底をお願いする。
- イ 掲示場所について、「公衆の見やすい場所」と「工事関係労働者の見やすい場所」を区別すること。(次ページの表を参照)

建設業法等により工事現場への掲示が必要な許可票等（愛知県土木工事現場必携）

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘要
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	元請業者のみ (緩和処置)	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条
施工体系図	工事関係者が 見やすい場所 及び公衆が見 やすい場所	下請負契約を締 結した場合	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律第 15 条 標準仕様書 p1-9 第 1 編 1-1-12 第 2 項
再下請負通知書の 提出案内 注)	工事現場の下 請負人が見や すい場所	施工体制台帳作 成対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法 通知済ステッカー	工事現場の標 識など公衆が 見やすい場所	同ステッカーを 監督員から受領 した工事	標準仕様書 p1-14 第 1 編 1-1-21 第 7 項
労災保険関係成立 票	労働者に見や すい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 施行規則第 77 条
「建設業退職金共 済制度適用事業主 工事現場」の標識	工事現場また は事業場内	建設業退職金共 済制度に該当す る工事	標準仕様書 p1-42 第 1 編 1-1-49 第 5 項
作業主任者一覧表	関係労働者が 見やすい箇所	作業主任者を選 任しなければな らない工事	労働安全衛生規則第 18 条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせ る事項を記載
解体等工事の事前 調査結果	工事関係者が 見やすい場所 及び公衆が見 やすい場所	建築物等の解 体、改築、補修 作業を伴う工事	大気汚染防止法第 18 条の 7 石綿障害予防規則第 3 条

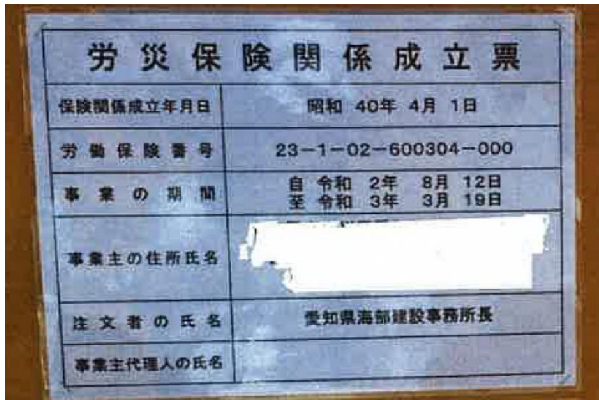
注) 再下請負通知書の提出案内の工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所（注 1）まで、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

(注 1) 提出すべき場所を明確に記載すること

【参考】



一括有期（継続事業の為）  
成立した年月日

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
	資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可( )第 号	
許可年月日		横35cm以上	

縦  
25  
cm  
以上

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

ウ 解体等工事の事前調査結果が掲示されていない。  
(次ページの表の  部分 ) 【大気汚染防止法第 18 条の 17】

参考（掲示物イメージ）

大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項による調査結果について

大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項による調査結果を同法同条第 4 項の規定により掲示します。

（請負者）住 所 扶桑町〇〇〇〇

名 称 〇〇建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇

- 1 調査を行った者 現場代理人 〇〇〇〇
- 2 調査を終了した年月日 令和〇年〇月〇日
- 3 調査の方法 設計図書による確認、現場確認
- 4 調査の結果  当該解体等工事が特定工事に該当する。  
(特定建築材料の種類： )  
 当該解体等工事が特定工事に該当しません。



#### (4) SDS安全データシート※ (Safety Data Sheet)

塗装剤の資材置き場に「危険・有害性」ラベルにより危険有害性等を把握し、SDSの認識及びリスクアセスメントの実施を行っていただきたい。

【基案発 0918 第 1 号】

##### ・建設業における 化学物質取扱い作業のリスクアセスメントについて

[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/leaflet/files/](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/)

[chemical\\_substance\\_handling\\_work\\_risk\\_assessment.pdf \(kensaibou.or.jp\)](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/chemical_substance_handling_work_risk_assessment.pdf) 参照

※化学物質及び化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。

SDSに記載する情報には、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されている。

**特定の危険または有害な物質については法令により規制されている。**

また、ILO（国際労働機関）条約における取り決めやISO（国際標準化機構）での標準化をはじめとする国際的な枠組みが整備されており、海外でも欧米等の多くの国でSDSの提供が義務化されている。

**工事現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達し、この情報を基に労働現場において化学物質を適切に管理することが必要である。**

平成 12 年 4 月から労働安全衛生法において、SDSの提供が義務化された。

平成 18 年 12 月から SDS 制度の改善を図った改正労働安全衛生法等が施行されている。

SDSに関する法規制としては、労働安全衛生法その他、毒物及び劇物取り締法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）があり、それぞれの法令において指定される化学物質に関しては、定められた形式のSDSの作成・配布が義務付けられている。

日本工業規格 JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））では、標準化された記載内容が定められており、これに準拠して記載すれば、労働安全衛生法関係法令の規定による記載が行われることになる。

【参考3】危険・有害性の情報を教えてくれる（塗装缶）絵表示

SDSの見方

<塗装缶に表示されているSDS概略の一事例>



① 化学物質名の確認

※ 使用化学物質の表示が塗装缶等がない場合は、商品名を使ってSDSを検索する必要がある。



② 物理化学的危険性の確認

危険性の分類 (SDS・GHS)	一次評価の評点 (リスク値)			
	6	4	2	1
爆発物	等級1.1-1.3, 等級1.5	等級1.4	等級1.6	
引火性/可燃性ガス	区分1	区分2		
エアゾール	区分1	区分2		
酸化性ガス		区分1		
高圧ガス	圧縮ガス、液化ガス、溶解ガス	深冷液化ガス		
引火性液体	区分1	区分2	区分3	区分4
可燃性固体		区分1、区分2		
自己反応性化学物質	タイプA-B	タイプC-F	タイプG	

③ リスク値の確認

## 【参考4】危険・有害性の情報を教えてくれる絵表示

現在、物理化学的危険性について14種類、健康及び環境有害性については12種類と多くありますが、

1. 爆弾の爆発	火薬類（等級1.5と1.6を除く）、自己反応性化学品（タイプA,B）、有機過酸化物（タイプA,B)	
2. 炎	可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品（タイプB-F）、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性、化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物（タイプB-F)	
3. 円上の炎	支燃性・酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体	
4. ガスボンベ	高圧ガス	
5. 腐食性	金属腐食性物質、皮膚腐食性・刺激性（区分1）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分1)	
6. どくろ	急性毒性（区分1-3)	
7. 健康有害性	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分1,2）、特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性	
8. 感嘆符	急性毒性（区分4）、皮膚腐食性・刺激性（区分2）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分2A）、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分3)	
9. 環境	水性環境急性有害性（区分1）、水性環境慢性有害性（区分1,2)	

注1. 自己反応性化学品と有機過酸化物の（タイプB）には、「爆弾の爆発」と「炎」の2つのシンボルが付きます。

注2. シンボルに加えて、その危険・有害性の程度に応じた注意喚起語（「危険」または「警告」）と、危険有害性情報が付きます（一部を除く）。

注3. 複数の危険・有害性を有する場合は、該当するシンボルを並べて示します。

## 5 技術調査全般

工事監査により、書類の検査、工事実施状況を確認した。

今回の監査は、サンプリング監査であり細部まで検証できなかったが、各種届出書や施工計画、工事報告書など工事監理者及び工事監督員による施工管理（工程内検査、施工段階確認検査）も適切に実施されおり、適正であった。

現場は、小学校体育館工事という特殊性の中で安全対策は、行き届いていた。

また、施工箇所も受注者の管理体制が整い、見映え良く適正な品質管理状況を確認した。  
今後も、工程の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなどを活用することで遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

発注者は指導的立場により、適切な指示・指導を行い、受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底をすることにより無事故・無災害での完成をお願いする。

文書中の下線部は、

\_\_\_\_\_：留意事項

.....：今後に向けての検討要望事項 である。